

第 1 回

「（仮称）札幌市再犯防止推進計画」検討部会

議 事 録

日 時：2023年5月29日（月）午前10時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 12階 4・5号会議室

1. 開 会

○事務局（江積区政課長） 本日は、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。

市民文化局地域振興部区政課長の江積と申します。

先週の5月25日付で、現職、区政課長に着任いたしました。本日はよろしく願いたします。

ただいまから、第1回「（仮称）札幌市再犯防止推進計画」検討部会を開催いたします。

この部会は、平成28年12月に制定されました再犯の防止等の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、今年度中の策定を目指しております（仮称）札幌市再犯防止推進計画についてご審議いただくために置かれたものでございます。

今回新たに就任された3名の委員と8名の臨時委員の委嘱につきましては、誠に勝手ながら、お手元の委嘱状配付にて代えさせていただきます。

また、この部会の部会長として、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会の吉田会長から神元委員が指名されております。

本日は、新しい委員の皆様による初めての開催となりますので、議事に入るまでのしばらくの間、私が部会の進行をさせていただきます。

2. 挨拶

○事務局（江積区政課長） それでは、開会に当たりまして、前田市民文化局長からご挨拶を申し上げます。

○前田市民文化局長 皆さん、おはようございます。

市民文化局の前田でございます。

この4月に着任いたしました。改めまして、皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、大変お忙しいところ、第1回（仮称）札幌市再犯防止推進計画検討部会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

札幌市では、現在、再犯防止推進計画の策定に向けまして準備を進めているところでございまして、本年の3月29日には、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会に計画策定に関する諮問をさせていただきました。本日の検討部会は、先ほど区政課長からもお話をしましたが、審議会委員及び臨時委員の15名の皆様に、この計画に関する審議を集中的に行っていただくためにお集りいただいているものでございます。

改めまして、お力添えのほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

札幌市におきましては、これまでも刑事司法関係機関の方々や更生保護活動に携わる各団体の皆様から社会復帰支援に関する多大なるご尽力いただいておりますけれども、現在、犯罪や非行をした方たちの不安定な就労状況や、保護司をはじめとする民間の関係の皆様への担い手の不足、そして、市民の皆様の再犯防止に関する関心があまり高くないというこ

となども課題ではないかと考えております。こうした課題の解決のためには、国、地方自治体、そして民間の皆様、それぞれがしっかりと連携しながら様々な取組を進めていくことが大事ではないかと考えております。

これまでも、刑務所に戻りたいというような動機からの大きな事件の報道もございました。札幌市といたしましては、この計画の策定を一つの契機といたしまして、社会全体で犯罪や非行を行った人たちのことを支えてまいりたい、そして、再犯を防止し、安全で安心なまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、皆様におかれましては、どうぞお力添えを賜りますように重ねてお願いいたします。

本日は、事務局からの計画案の説明時間が長くなり、大変恐縮ではございますが、皆様のこれまでのご経験、ご知見から貴重なご意見を頂戴したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（江積区政課長）　ここで、前田は、他の公務がございますので、退席させていただきます。

〔市民文化局長は退席〕

3. 事務連絡

○事務局（江積区政課長）　次に、事務局から、本日の資料並びに留意事項についてお話しさせていただきます。

まず、本日の資料は、資料1から3になります。

また、座席表、規則、諮問書（写）を机上に事前配付しております。

続いて、留意事項ですが、本部会は公開となっており、議事録の作成や広報等に利用するため、会議内容の録音と会場の撮影をさせていただきます。ご発言される場合につきましては、必ずお手元のハンドマイクをお使いいただきますようお願い申し上げます。

留意事項等の説明は、以上になります。

本日は、15名の委員全員のご出席をいただいております。札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会規則第5条第3項に基づく定足数を満たしておりますので、この会議は成立しておりますことを申し添えます。

4. 自己紹介

○事務局（江積区政課長）　続きまして、本日は初めての検討部会となりますので、各委員の皆様から自己紹介をお願いいたします。

お名前と、簡単で結構ですので、所属団体の取組内容についてご紹介をお願いいたします。まずは部会長の神元委員から開始し、以降、お名前の五十音順に、神元委員の左隣の荒木委員、磯田委員の順で時計回りをお願いしたいと思います。

それでは、自己紹介をよろしくお願いいたします。

○神元部会長　北海学園大学法学部で教授をしております。刑法と刑事政策を担当して

おります神元隆賢と申します。

生まれも育ちも札幌でございます。皆様、よろしくお願ひいたします。

○荒木委員 皆さん、おはようございます。

札幌協力雇用主会連合会の荒木でございます。

札幌就労支援事業者機構では、札幌更生保護事業所ということで、直接、刑務所を出た方々の直接の就労支援を行っております。詳細につきましては、今日、全国機構のパンフレットと札幌就労支援事業者機構のパンフレットを席上に配付させていただきましたので、後ほどお目通しをいただければありがたいです。

今後とも、よろしくお願ひいたします。

○磯田委員 おはようございます。

札幌弁護士会に所属しております弁護士の磯田と申します。

私は、札幌弁護士会にある各種委員会の中で、刑事拘禁制度検討委員会の委員長をしております。この委員会では、今年から正式に施行になりましたが、いわゆる刑務所や拘置施設などを出られた方や刑事手続を終えられた方が社会に順応できるようにお手伝いをする、よりよい弁護士制度を立ち上げさせていただいております。

今後とも、よろしくお願ひいたします。

○伊野委員 札幌保護観察所社会復帰対策官の伊野と申します。

保護観察所においては、保護観察の実施と、保護司会、女性会、BBS会、協力雇用主会といった民間の協力者の方々のご協力をいただいて、再犯防止活動を含めて様々な活動に取り組んでいるところです。

本日は、よろしくお願ひいたします。

○枝元委員 おはようございます。

私は、札幌市内10区で女性会をつくっている更生保護女性連合会の会長を務めています枝元優子と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○柏委員 札幌市社会福祉協議会の柏と申します。

私どもの団体は、社会福祉法に基づきまして地域福祉を推進する団体ということで、全国の各都道府県、各市町村に設置されている団体です。皆さんご存じのとおり、福祉の分野も高齢、障がい、児童ということで縦割りに設置されておりますが、最近、とみに司法の福祉という分野も浸透しつつあります。私どもの取組としてはこれからになりますが、この計画で何らかの役割を果たさせていただければと思っております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○栗生委員 厚別南町内会連合会の栗生でございます。

私は、平成3年度まで長いこと保護司をしてきまして、ここにいらっしゃる更生保護団体の皆さん方とつい数年前までご一緒しておりましたので、様々な意見を申し上げることができると思います。

今後とも、どうぞよろしくお願ひいたします。

○桑原委員 NPO法人女のスペース・おんの桑原と申します。

私どもの民間団体は、DV被害者の一時保護と、中学生から各地方自治体、看護学校生など、DV被害者の支援に関わる講座を代表が担っております。

また、北海道からの委託により一時保護を支援しておりまして、札幌市配偶者暴力相談センターの委託を受けて相談業務を行っております。

私どもの団体は、主に被害者支援をしておりますので、加害者の再犯防止のために何ができるのか、皆さんのお力をかりながら一緒に考えていかせていただけたらと思っています。

どうぞよろしくお願いいたします。

○小林委員 札幌更生保護協会事務局長の小林と申します。

私は、先ほどご挨拶のありました荒木委員と一緒に、札幌就労支援事業者機構の事務局長もさせていただいております。また、保護司も17年くらいやっております、そのほかに矯正管区では篤志面接委員協議会の会長をさせていただいております。

再犯防止については、微力ながら、いろいろやっていきたいと思っておりますので、よろしくご指導をお願いいたします。

○小松委員 北海道地域生活定着支援札幌センターの小松と申します。

私たちの事業は、罪を犯して福祉的な支援が必要な高齢者、障がい者の方々に対して、刑事司法機関や福祉関係機関と連携協働しながら、釈放後、速やかに福祉的な支援を受けて生活を立て直せるようにというところをサポートしていくというものです。

定着支援札幌センターの事業は、全道域の事業として、各都道府県に1か所ずつ設置されているのですが、北海道は広域ということで札幌と釧路に設置されております。北海道でも平成22年から事業が開始されてきて、主に刑務所出所者の支援をずっと行っていたのですが、令和3年度からは、被疑者・被告人段階、刑務所に入る前の入り口支援の段階での支援も開始しております。

私も、皆さんのご意見をいろいろ伺いながら検討に参加させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋委員 札幌矯正管区の高橋と申します。

札幌矯正管区は、刑務所や少年院といった矯正施設の指導監督をしております。矯正施設の再犯防止の取組もしておりますが、皆様とも協力しながら進めていければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○中村委員 札幌市BBS会事務局長を務めております中村早希と申します。

私どもは、主に少年に対する社会復帰の支援や学習支援など、コミュニケーション能力を再構築できるような支援をしている団体でございます。

私個人としては、将来的には保護司になりたいと思っております、皆様にご指導いただきたいと思っておりますとともに、保護司は若い人はなかなかかなりにくいので、若い人の養成にも関心があります。

皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

○松浦委員 北海道家庭生活総合カウンセリングセンターの北海道被害者相談室から参りました松浦と申します。

当センターは、平成19年に公安委員会から指定されまして、今、被害者のご相談だったり、裁判所や警察署の付き添いに行くことをしております。再犯防止はこれから被害者を出さないために大事なことだと思い、参加させていただいております。

よろしくお願いいたします。

○山本委員 おはようございます。

札幌市保護司会連絡協議会の会長をしている山本と申します。

私どもの会は、保護司とはもちろんのこと、BBS会、更生保護女性会という団体と常に情報交換しながら問題点を検討し、広報活動を通して社会を明るくする運動ということでまい進しております。

このたび市民局長になられました前田さんには、厚別区長時代に、札幌市の安心・安全なまちづくりに関わって大変ご指導、ご鞭撻を賜りましたことに、この場を借りまして心より感謝を申し上げます。

今後とも、よろしくお願いいたします。

○綿貫委員 札幌市住宅管理公社の綿貫と申します。

住宅管理公社は、札幌市居住支援協議会の事務局を札幌市の住宅課様と共同で担当させていただいております。

札幌市居住支援協議会は、犯罪関係に限らず、障がいをお持ちの方とか、ご高齢の方とか、特に民間の賃貸住宅を探されるときになかなか簡単に見つからないというご事情の方が何とかうまく入居できるようないい方法がないかということでいろいろ相談しております。不動産関係の業界団体やUR様、住宅金融支援機構様、社会福祉協議会様、また、札幌市のいろいろな住宅関係や福祉関係の部局の方も集まっているいろいろ相談をしている協議会です。

具体的な取組として、みな住まいる札幌という相談窓口を住宅管理公社の事務所に横に設けておりまして、実際にお家を探すのに大変な方がお見えになって相談をお受けさせていただく中に、それほど比率は多くないですが、犯罪関係の方もございますので、今回、こちらに呼ばれたのだと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（江積区政課長） 皆様、ありがとうございました。

次に、事務局の職員から自己紹介をさせていただきます。

改めまして、区政課長の江積でございます。

前職は子育て支援課長を2年ほどやっております、ひとり親家庭の支援なども所管させていただいておりました。その前の職では区の生活保護の課長もさせていただいております、生活保護のお仕事はケースワーカーから10年ほどさせていただきました。その

ときの経験なども生かして今回の計画に力を尽くしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） 区政課で地域防犯担当係長をしている下川原と申します。

4月に着任したばかりですが、このたびの再犯防止推進計画の策定に向けて会議のサポートをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（大場係員） 同じく、担当者の大場と申します。

本検討部会の事務を担当させていただきますので、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（江積区政課長） 地域振興部長の永澤については、本日、出張のため欠席させていただいております。申し訳ございません。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以降の進行を神元部会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

5. 議 事

○神元部会長 それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

次第1について、事務局から説明願います。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） それでは、資料1にて、（仮称）札幌市再犯防止推進計画検討部会についてご説明させていただきます。

まず初めに、1の設置までの経緯についてでございます。

本年3月29日に開催されました札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会におきまして、札幌市長から、（仮称）札幌市再犯防止推進計画の策定に関する諮問があり、計画に関する調査審議を行うため、再犯防止等に係る学識経験者、更生保護関係機関や団体等で構成される検討部会を設置することが決定いたしました。

本日はお手元に諮問書の写しもお配りしておりますので、一度お目通しいただければと思います。

次に、2の設置根拠ですが、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例第13条第7項に基づいて設置されております。

3の役割でございますが、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会規則第7条第1項により、審議会の議決により付議されました（仮称）札幌市再犯防止推進計画の策定について調査審議し、その経過及び結果を審議会に報告することとなっております。

4の構成員につきましては、別紙1の後ろについている名簿をご覧くださいと思いますが、上段に審議会委員、下段に検討部会の構成員をそれぞれ五十音順、敬称略で記載させていただいております。

上段の審議会委員につきましては、安全で安心なまちづくり等の推進に関し必要な事項について調査審議するため、市民からの幅広い意見や防犯に関する様々な視点から調査審

議等が行われるよう関係団体や公募の方々に委員をお願いしており、任期は2年となっております。

今回の計画の検討及び策定後の推進に当たりましては、多くの更生保護活動に携わる方々の意見を取り入れる必要がありますので、審議会での承認を経まして、上表の一番左に「新」と記載しています札幌協力雇用主連合会様、札幌市更生保護女性連合会様、札幌更生保護協会様の3団体から新たに委員を委嘱させていただきました。

また、計画の策定段階においては、より多くの更生保護に関わる方々の意見を聞く必要がありますので、本日から（仮称）札幌市再犯防止推進計画の策定に係る調査審議が終了するまでの間、下表の一番左に「臨時」と記載しております札幌弁護士会様、札幌保護観察所様、札幌市社会福祉協議会様、北海学園大学様、北海道地域生活定着支援札幌センター様、札幌矯正管区様、札幌市BBS会様、札幌市居住支援協議会様の計8団体から新たに臨時委員を委嘱させていただき、審議会の吉田会長の指名により、審議会の委員を含めた検討部会の構成となっております。

資料1に戻りまして、5の今後のスケジュールをご覧ください。

検討部会は全4回程度の開催を想定しております。事前の日程調整を基に開催日時を決定させていただいております。いずれも1時間から2時間程度の開催を予定しております。

より多くの委員の方にご出席いただけるよう調整させていただいておりますが、ほかに代替日がなく、開催回によっては既にご出席が難しい旨のご連絡を頂戴している委員におかれましては大変申し訳ございません。今後、ご予定が変わり、ご出席が可能となった場合には、事務局までご一報いただけますと幸いです。また、審議の進行状況や委員の出席状況等により日時が変更となる場合がございますので、あらかじめご承知ください。

本日の第1回目では、この後、計画の概要等につきまして説明させていただきます。

第2回目は、6月22日木曜日の10時からを予定しております。計画本書の第1章から第4章の3までの審議を予定しております。

第3回目は、7月27日木曜日の14時からを予定しております。計画本書の第4章の4から第5章までの審議を予定しております。

第4回目は、8月28日月曜日の10時からを予定しております。審議会に報告する答申（案）についての審議を予定しております。

最後に、検討部会で決定しました答申（案）につきましては、9月上旬に予定しております審議会において承認を得られましたら、市長に答申書を提出する運びとなります。

常任委員の皆様におかれましては、審議会の開催日が近くなりましたら、日程調整をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○神元部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局の説明について、ご確認やご質問がないかお聞きします。

皆様、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○神元部会長 それでは、次第に沿って、次に進めさせていただきます。

次第2について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） 次第2、（仮称）札幌市再犯防止推進計画について、資料2と3を使いましてご説明させていただきます。

国では、地方公共団体が再犯防止推進計画を策定する際の参考資料として、地方再犯防止推進計画策定の手引きを作成しており、各都市はこの手引を参考に計画を策定しておりますが、資料3は事務局が国の手引を参考に作成させていただきました。庁内に再犯防止に関連する施策の照会を行った上で、今回の検討部会でご議論いただく際の素案としてご活用いただきたく作成したものでございます。

資料2は、資料3の概要をまとめたものですが、本日は、時間も限られておりますので、主に資料2を基に（仮称）札幌市再犯防止推進計画の構成についてご説明させていただきます。

それでは、資料2により、（仮称）札幌市再犯防止推進計画の概要についてご説明させていただきます。

初めに、第1章の計画の策定にあたってについてです。

本章では、計画策定の趣旨と計画の期間、計画の位置づけを記載しております。

主な内容についてご説明いたします。

近年、刑法犯検挙数に占める再犯者数の割合が全体の約半数を占めている状況を受けまして、平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律が施行され、その中で再犯の防止等に関する施策を実施する責務が地方公共団体にもあることが明記されるとともに、その推進計画の策定が努力義務とされました。

このたび、札幌市におきましても、犯罪や非行をした人の立ち直りを社会全体で応援することで再犯を防ぐ環境を整え、新たな犯罪や犯罪被害者等を生まないための取組を推進することを趣旨として、（仮称）札幌市再犯防止推進計画を策定するものでございます。

計画の期間は令和6年度から令和10年度までの5年間としまして、期間中に関係法令の改正や再犯防止を取り巻く状況に大きな変化があった場合などは、必要に応じて見直しを行いたいと考えております。

この計画は、再犯防止推進法に定める地方再犯防止推進計画として策定するとともに、札幌市のまちづくり体系におきましては、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンの基本的な方向に沿って策定する各分野の個別計画に位置づけられるものになります。

続きまして、第2章の再犯を取り巻く状況と課題について説明いたします。

本章では、各種犯罪統計や再犯防止に関する市民意識調査などのデータによって、札幌市における再犯を取り巻く状況を示し、そこから見えてくる課題を整理しております。

主な内容についてご説明いたします。

まず、上段のグラフは、札幌市における刑法犯検挙人員中の再犯者数及び再犯者率の過

去5年間の推移となっております。

全国と同様に、札幌市においても再犯者率は令和3年で48.6%と高く、犯罪を減らすためには再犯防止に向けた取組が重要ということが見えてまいります。

中段の更生保護に関する状況では、保護観察終了時に無職の人の割合や保護司充足率などのデータを示しております。これらのデータからは、不安定な就労状況や帰住先の確保、保護司不足、広報啓発活動の機会の減少といった課題が明らかになりました。

下段は、再犯の防止に関する市民意識調査の状況ですが、犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと思う人は全体の3分の1程度にとどまっております。立ち直りに協力したいと思わない理由としては、犯罪をした人等との接し方や協力の方法が分からない、犯罪に巻き込まれそうで怖い、関わりたくないといった回答が多く、再犯防止に関する理解促進や普及啓発が必要な状況が明らかになりました。

続きまして、第3章の計画の目的・基本方針・成果指標について説明いたします。

本章では、計画策定の目的、札幌市における課題を踏まえた基本方針及び重点項目の設定、計画の目的の達成状況や取組の実施状況を確認するための指標を設定しております。

主な内容についてご説明いたします。

1点目の計画の目的は、犯罪や非行をした人たちが社会において孤立することなく、市民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となるよう支援することで再犯を防止し、犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現に寄与することを目指すものでございます。

2点目の基本方針は、第2章で明らかになった札幌市の課題を踏まえ、国の再犯防止推進計画との整合性を取りながら、関係機関等との連携協力による再犯防止施策の総合的な推進、犯罪をした人等への切れ目のない支援、犯罪被害者等の心情への最大限の配慮、犯罪の実態や社会情勢等に応じた効果的な施策の推進、広く市民の理解と協力を得るための普及啓発の5項目としております。

また、基本方針を踏まえまして、3点目にあります七つの重点項目を設けておりますが、その詳細は、後ほど第4章において札幌市における具体的な取組と併せてご説明いたします。

4点目は、本計画の成果指標・参考指標です。

この計画の目的である再犯防止の達成状況を評価するための成果指標として再犯者数を犯罪をした人等の立ち直りには市民の理解と協力が欠かせないことから、再犯の防止に関する理解促進や普及啓発に関する取組の実施状況を評価する成果指標として、犯罪をした人等の立ち直りに協力をしたいと思う人の割合を設定しております。

再犯者数の目標値については、近年の低減傾向から推計される数値を下回る人数として、令和9年に1,350人以下としております。

立ち直りに協力したいと思う人の割合の目標値については、国の世論調査結果などを参考に、令和10年度に50%以上としております。

また、指標と取組の関係性を明確にするため、成果指標の改善に寄与する重点項目を明

記し、再犯者数に関連の深い項目として重点項目1から6を、立ち直りに協力したいと思う人の割合については重点項目7をひもづけております。

このほか、参考指標として各種統計データを挙げております。

これらの指標につきましては、札幌市外を広く含む統計のため、再犯防止施策の動向を把握するための参考として設定し、関連する重点項目の分析を行うこととしております。

続いて、2枚目になりますが、第4章の取組の内容でございます。

本章では、札幌市における再犯の防止等に関する取組を列挙しており、第3章でお示しした七つの重点項目に合わせて整理しております。

なお、この計画では、再犯の防止を直接の目的としている取組のほか、従前から実施している各種サービスや事業等で再犯の防止等に資する取組、副次的な効果として再犯の防止等につながる取組についても推進を図ることとしております。

主な内容についてご説明いたします。

一つ目は、就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組です。

安定した生活基盤を整える上で重要となる就労の確保等の取組につきましては、総合的な就労支援を実施する札幌市就業サポートセンター・あいワークなどを挙げさせていただいております。

地域社会において安定した生活を送る上で重要となる住居の確保等の取組としましては、高齢者や障がい者、保護観察対象者などの住宅確保要配慮者を対象とした住宅確保要配慮者居住支援などを挙げております。

二つ目は、保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組です。

こちらの1項目めは、福祉的支援が必要な高齢者又は障がい者等への支援等として、高齢者と障がい者を対象とした支援の取組となります。

高齢者や障がいのある方は、年齢や障がいの程度に応じた福祉的ニーズを抱えておりまして、適切な支援を必要とする方が多くいらっしゃいます。こうした方々に対する札幌市の取組として、地域包括支援センターなどでの総合相談や障がい者相談支援事業などを挙げさせていただいております。

2項目めの薬物依存を有する者への支援等ですが、薬物依存に関する治療、支援につなげる取組として、札幌こころのセンターによる依存症相談などを挙げております。

三つ目は、学校等と連携した修学支援の実施等のための取組です。

非行が修学からの離脱を助長し、復学を妨げる要因の一つになっているというご指摘もありますので、非行の未然防止等の取組として、教育委員会や子ども未来局で実施している取組を中心に挙げております。

四つ目は、様々な困難に応じた効果的な支援の実施等のための取組です。

経歴や性別、心身の状況、あるいは経済的状況など、多岐に渡る困難を抱える人に対する支援は犯罪抑止という側面からも重要と考えておりますので、少年や若年者に対する支援や女性の抱える問題に応じた支援等の取組などを挙げさせていただいております。

五つ目は、民間協力者の活動の促進等のための取組です。

再犯の防止等に関する取組は、保護司会や更生保護女性会など多くの民間ボランティアの協力により支えられておりますけれども、高齢化や担い手不足などの課題がありますので、活動を支援し促進を図るため、札幌市保護司会連絡協議会への支援や更生保護サポートセンターの設置支援などの取組を挙げさせていただいております。

六つ目は、国・民間団体等との連携強化等のための取組です。

再犯を防止するためには、国・地方公共団体・民間団体などが連携を強化し、協働して施策を進めていくことが重要であると考えております。計画の策定を機に再犯防止に関する推進体制を構築しまして、これまで以上に関係機関と連携を図るための取組として、保護観察所などの更生保護関係機関や保護司会などの更生保護関係団体で構成します(仮称)札幌市再犯防止推進ネットワーク会議の設置などを挙げております。

七つ目は、広報・啓発活動の推進等のための取組です。

犯罪をした人等の社会復帰のためには、犯罪をした人等が社会において孤立することがないように、再犯防止に関する市民の理解を深めることが重要であるため、更生保護関係の機関・団体と連携した広報・啓発活動の展開や、情報発信の充実を図る取組を挙げさせていただいております。

続きまして、第5章の計画の推進体制についてでございます。

本章では、計画策定後の推進体制について記載しております。

計画策定後は、審議会において、関係指標の動向把握や取組の実施状況を確認しながら、計画の評価や進捗管理を行うこととしております。

また、先ほどご説明しましたネットワーク会議でのご意見も計画推進の参考とすることとしております。

札幌市の庁内におきましても、再犯防止に関連する施策の担当部局等で構成します札幌市再犯防止庁内推進会議による組織横断的な計画推進に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、資料3の計画の本書をご覧ください。

各章の構成は先ほどご説明させていただいたとおりですが、24ページをご覧ください。

このページは今は白紙となっておりますけれども、各章や項の間に更生保護関係機関や団体等の活動を紹介するためのコラムを掲載させていただきたいと考えております。

ご協力いただける関係機関・団体におかれましては、1ページ当たり500字から1000字程度で、写真なども交えながら、再犯防止に係る活動状況等についてご寄稿をお願いしたいと考えております。

こちらは、掲載までの調整に必要な時間もありますので、近日中に事務局からご意向を確認させていただきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

21ページ、22ページは、札幌市における取組の一覧でございまして、こちらの取組の具体的な内容は25ページ以降で説明させていただいております。こちらはホームペー

ジでも紹介されている取組もありますので、それらは、QRコードを掲載し、スマートフォンなどでも読み取ることできる形にしております。

また、今回、用語解説が必要な語句については、その用語が初めて出たページの下に注釈で解説を挟みまして、さらに、それらの語句を57ページ以降に用語集としてまとめて記載しております。

説明は以上でございます。

○神元部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局の説明についてご確認やご質問がないかお聞きします。

皆様、いかがでしょうか。

○中村委員 私の個人的な印象からの質問で大変恐縮ですが、資料2の第3章4項の市民アンケートの目標ともなっている数値について、関心のある人が3割を超えているのは結構多いという印象がありますけれども、アンケートを取った対象者には20代、30代の若い世代も含まれているのでしょうか。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） こちらのアンケートの対象については、世代を絞ったということはありません。

○中村委員 ありがとうございます。

○神元部会長 ほかに何かございますか。

○小松委員 北海道地域生活定着支援札幌センターの小松です。

計画案の概要（2）ですが、2の保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組のところで、福祉的支援が必要な高齢者又は障がい者等への支援等とあります。

私たちが関係するのは、まさしくこの部分かと思っているのですが、ここに定着支援センターの名前が載ってこないのは、市が所管する事業ではないからということでしょうか。

もう一つは、6として（仮称）札幌市再犯防止ネットワーク会議の設置と書かれていますが、これはいつくらいをめどに設置しようとお考えなのか、お聞かせ願えればと思います。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） 1点目のご質問は、お見込みのとおり、札幌市の取組として書かせていただいているため、出ていないということでございます。

2点目の札幌市再犯防止ネットワーク会議については、計画策定が今年度中で、来年4月からの計画運用を考えておりますので、今のところ、来年度にこの会議を開催できればというところです。時期は未定でございますが、今のところ、来年度の開催を考えております。

○神元部会長 ほかに何かございますでしょうか。

○磯田委員 幾つかあるのですが、まず、2番に薬物依存を有する者への支援等と書いていますけれども、なぜ薬物に限っているのかがよく分かりません。依存症というのはいろいろなパターンがあって、アルコールとか、ギャンブルとか、犯罪の温床になるような依

存症は幾つかあるのですけれども、なぜそういうことについての言及がないのかということが一つです。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） 薬物依存については、我々が庁内で照会をかけた中で、札幌市で取り組んでいる施策の一つということで挙げさせていただきました。

ギャンブル依存やアルコール依存についてですが、確かにほかの自治体の計画の中にはそういう活動についても取り上げているものもありますけれども、我々の検討過程においては出てきていませんでした。ただ、ご意見がございましたので、私どもで関係部局と話をしてみまして、ギャンブル依存やアルコール依存に関係する取組も挙げられないかどうか検討したいと思います。

○磯田委員 それから、この計画は大変立派なのですが、予算規模としてはどのくらいのものを考えているのですか。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） こちらの計画には、我々の部局だけではなくて、財政部局をはじめとした札幌市全体の各部局の取組も記載しておりますので、今のところ、全体の予算規模をはかれないところがございます。少なくとも、我々の部局で取り組める内容については、これから財政当局や関係部局と話を進めながら、必要な取組の予算規模を出せるように検討したいと思います。

○磯田委員 こういうものは形だけで実が伴わないことが多いのですが、それはなぜかという、お金がないからです。ですから、そこら辺はきちんと考えていただきたいと思っています。

○神元部会長 ほかに何かございますでしょうか。

○桑原委員 第4章の取組の内容の4番ですが、こちらに掲げられている様々な困難を抱える若年女性支援や若者支援施設の運営というのは、被害者支援をすることによって加害者の再犯防止にもつながるといふことだと思います。私どもも若年支援の施設を2年前から始めておりますが、若年層の支援の後には、薄野の風俗業界で働いて被害を受けた方を保護しても、また風俗業界に戻ってしまいます。ですから、ススキノ条例ができたことはとてもよかったと思うのですが、ここは若年層に限っての支援ということでしょうか。

私どもはDV被害に遭った母子を保護しているのですが、保護をしても、また家庭に戻って夫や交際相手から暴力、犯罪に遭うということがあって、その再犯防止はかなり難しいところなのですけれども、ここに掲げているのは若年層だけの支援ということになるのでしょうか。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） 具体的な取組の内容を本書の43ページ、44ページに掲げておりますが、子ども未来局で行っている取組として若年女性の支援があるということです。そこについては、江積課長が詳しいかと思えます。

○事務局（江積区政課長） 44ページに、子ども未来局が取り組んでいるものとして若年女性支援事業を一つ挙げておりますが、それ以外にも、母子・婦人相談を各区で行って

おりますし、DV被害者への支援についても継続していくということで、これまでに行っている女性が抱える問題に対する支援について羅列しております。

○神元部会長 ほかに何かございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○神元部会長 それでは、最後になりますが、各委員から、これまでの議論全体を振り返って、ご意見やご質問等がございますか。

○山本委員 再犯防止推進計画の第4章の5番の中に、更生保護サポートセンターの設置支援とございますが、札幌市に関しては、10区の区役所の一部をお借りして、サポートセンターについていろいろと便宜を図っていただいております。

ただし、一部には時間的なルールがございまして、日中の時間帯はよろしいのですが、夜間、6時以降ですね。厚別の場合は9時までよろしいということで、企画調整のところを担当して、我々も鍵をお借りしているのですが、他区の保護司の皆さんに確認しますと、時間的な許可範囲がどうしても狭められるという話を聞きます。

日中は共稼ぎの方もおられますし、保護司だけをしている方はほとんどなくて、ボランティアを含めてほかと掛け持ちをしていますので、夜の時間帯についてももう少し融通を利かせていただければありがたいと思っております。

○事務局（江積区政課長） サポートセンターの庁舎的な時間の関係につきましては、それぞれ施設によって状況が違うところがあると思いますが、私どものほうでも確認をさせていただきたいと思っております。

お話の趣旨として、時間外での対応が必要となきがあるということは重々承知していますので、今、どういう庁舎の対応になっているのか、現状を確認させていただいて、ご連絡させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○神元部会長 ほかに何かご意見等はございますでしょうか。

○小松委員 先ほど、磯田委員から薬物依存の関係の話がありまして、私達も依存症関係の方の支援をさせていただいているのですけれども、関わっていく中での肌感覚として、高齢の方ではアルコール依存の問題が非常に多いと感じていますので、依存症のところは幅広く考えていただければということをつけ加えます。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） ご意見を参考にさせていただきます。

○神元部会長 ほかに何かございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○神元部会長 それでは、これで本日の議題は全て終了しましたので、司会を事務局にお返しします。

6. 閉 会

○事務局（江積区政課長） 神元部会長、ありがとうございました。

委員の皆様、大変お疲れさまでした。

初回で説明がままならなかったところもありましたが、次回以降、しっかり審議させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は主に計画の概要についてご説明させていただきましたが、次回は計画本書の第1章から第4章の3までを集中的にご審議いただく予定です。ご審議の際は、お配りしている計画本書と概要資料を使用いたしますので、大変お手数ですが、次回の会議の際にはご持参いただきますようお願い申し上げます。

更生保護活動に深く関わっている委員の皆様や専門的な知見を有している委員の皆様のご意見をいただきながら、審議会への答申に向けた計画案をつくり上げていきたいと考えておりますので、引き続きご協力のほど、よろしくお願いいたします。

次回の検討部会の開催は、6月22日木曜日の午前10時からとなります。

以上をもちまして、第1回「(仮称)札幌市再犯防止推進計画検討部会」を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。

以 上